

# その他の処理方法

## ◆ 集積所に出せない大型の燃やせるごみを直接クリーンセンターに搬入する場合 ◆

- 直接クリーンセンターへ燃やせるごみを搬入する場合、ごみ処理手数料（10kgまでごとに30円）をご負担いただきます。クリーンセンターの窓口で現金でお支払いいただきますので、指定袋や指定シールを使用する必要はありません。指定袋や指定シールを使用して持ち込まれた場合は、ごみ処理手数料をご負担いただく必要はありません。
- 木製の家具は壊さずにクリーンセンターに持ち込むことができます。大きさ制限は長さ3m以下、材質の厚さ20cm以下です。金具はできるだけはずしてください。詳細はクリーンセンターにお問い合わせください。
- 布団や畳なども、クリーンセンターへ持ち込むことができます。



※休業日：日曜日・1月1日～3日

### ごみ処理手数料

10kgまでごとに

**30円**

### ■ 問合せ先

施設名	所在地	電話	搬入時間
上越市クリーンセンター	〒942-0036 上越市大字東中島2963	025-526-5111(代)	8:30～11:30 13:00～16:30

## ◆ 引越しごみの出し方 ◆

引越しに伴い集積所へ出すことができなかつたごみの処理について

<市内から市外>

- 燃やせるごみ……クリーンセンターへ直接搬入することができます。（上記参照）
- 燃やせないごみ、その他資源物……引越しする前に生活環境課へお問い合わせください。

<市内から市内>

決められた曜日に町内の集積所に出してください。

## ◆ 「事業所から発生するごみ」の処理方法 ◆

事業活動に伴って生じる廃棄物は家庭ごみの集積所には出せません。

廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するか、処理施設に自己搬入し、適正に処理しましょう。

※「事業系ごみ処理ガイドブック」は生活環境課で配布しているほか、市ホームページでもご覧いただけます。

## ◆ 道路上の動物の死がい ◆

道路上で動物の死がいを発見した場合は下記へお問い合わせください。

道路	問合せ先	電話
国管理の国道 8号・18号	高田河川国道事務所 直江津国道維持出張所	025-525-7724
県管理の道路（県道、その他の国道）	新潟県上越地域振興局 地域整備部維持管理課	025-526-9653
市道	上越市道路課または各総合事務所 ※各総合事務所は裏表紙参照	025-526-5111

※民有地の動物の死がいは、土地所有者・管理者において処分してください。上記の問合せ先に連絡しても収集しません。